

自家用電気工作物を設置する者の事故報告

電気事故が発生したときは、電気関係報告規則（以下「報告規則」という。）第3条により報告が義務付けられていますので、遺漏のないよう報告してください。

以下に、報告対象となる事故、報告の方法を紹介します。

1. 報告対象となる事故

<別紙1>のとおり。

表中各号の解釈については、「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（20210319保局第1号）」を確認すること。

2. 事故報告の方法等

（1）速報

事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに事故の発生日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により報告すること。（報告規則第3条第2項）

報告事項の漏れを無くすため、又は土日等において発生した場合には、報告規則の様式第13又は、電気事故速報第1報様式を使用してメール・FAXで送信してください。

事故発生の当初において不明な点があっても、先ず知り得た範囲を第1報として報告すること。その後、不明な点が判明したとき又は第1報の内容の一部を訂正する必要が生じたときは、第2報、第3報として報告すること。

（2）電気関係事故報告（詳報）

事故の発生を知った日から起算して30日以内に報告規則様式第13の報告書（詳報）を提出すること。

ただし、<別紙1>表の第四号ハに掲げるもの及び第八号から第十三号までに掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものは、詳報提出の対象外です。（報告規則第3条第2項）

郵送で提出される場合は、<別紙2>のような表紙を添付してください。

原則、NITEにて運用されている詳報作成支援システムで詳報の作成、提出をお願いします。

3. 報告書の記載要領

<別紙4>を参照すること。なお、記載内容が多岐にわたる欄については、必要に応じ別紙により記載を行って差し支えない。

4. 報告先

<別紙5>に記載する地域で発生した電気事故については、中部近畿産業保安監督部電力安全課あてに報告すること。

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

電話：052-385-0041（受変電・送配電）

：052-951-0547（常用発電）

MAIL：exl-chubu-denan-jikohoukoku@meti.go.jp

FAX：052-951-9802

詳報作成支援システム

URL：<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shoho.html>

<別紙1>

電気関係報告規則第3条第1項 表

| 事故 | 報告先 |
|--|----------|
| 一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。） | 産業保安監督部長 |
| 二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。） | 同上 |
| 三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与える、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故 | 同上 |
| 四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故 | |
| イ 出力九万キロワット未満の水力発電所 | |
| ロ 火力発電所（汽力、ガスタービン（出力千キロワット以上のものに限る。）、内燃力（出力一万キロワット以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）における発電設備（発電機及びその発電機と一体となって発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。）（ハに掲げるものを除く。） | |
| ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力千キロワット未満のもの（ボイラーに係るものを除く。） | |
| ニ 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所 | 同上 |
| ホ 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所 | |
| ヘ 出力二十キロワット以上の風力発電所 | |
| ト 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所 | |
| チ 電圧十七万ボルト以上（構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては十万ボルト以上）三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。） | |
| リ 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路（直流のものを除く。） | |
| ヌ 電圧一万ボルト以上の需要設備（自家用電気工作物を設置する者に限る。） | |
| 五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。） | |
| イ 出力九十万キロワット以上の水力発電所 | 経済産業大臣 |
| ロ 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所 | 経済産業大臣 |
| ハ 電圧三十万ボルト（直流にあつては電圧十七万ボルト）以上の送電線路 | 経済産業大臣 |
| 六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故 | 産業保安監督部長 |
| 七 出力十万キロワット以上の蓄電所に係る七日間以上の放電支障事故 | 同上 |
| 八～十一 省略（自家用電気工作物は報告対象外）> | 一 |
| 十二 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電気的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故 | 産業保安監督部長 |
| 十三 ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故 | 同上 |
| 十四 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故 | 同上 |

<別紙2>

電 気 事 故 報 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 (名称及び代表者の氏名)
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

電気関係報告規則第3条の規定により別紙の通り電気事故について報告します。

様式第13

電 気 関 係 事 故 報 告

| |
|---|
| 1. 件 名 : |
| 2. 報告事業者 1) 事業者名（電気工作物の設置者名）： 2) 住所： |
| 3. 発生日時： |
| 4. 事故発生の電気工作物（設置場所、使用電圧）： |
| 5. 状 況： |
| 6. 原 因： |
| 7. 被害状況： 1) 死傷：有・無 内容： 2) 火災：有・無 内容： 3) 供給支障：有（供給支障電力、供給支障時間）・無 内容： 4) その他（上記以外の他に及ぼした障害） 内容： |
| 8. 復旧日時： |
| 9. 防止対策： |
| 10. 主任技術者の氏名及び所属（保安管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報） ： |
| 11. 電気工作物の設置者の確認：有・無 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<別紙4>

| 報告書欄 | 記載要領 |
|--------------------------------|---|
| 1. 件名 | <p>発生した電気事故の件名を次の要領により記入する。</p> <p>(1) 感電死傷事故の場合 感電以外（アーク発生等）による死傷（又は負傷）事故の場合</p> <p>(2) 感電以外（アーク発生等）による死傷（負傷）事故の場合 作業者（又は公衆）のアーク※による死亡（又は負傷）事故</p> <p style="text-align: right;">※死傷、負傷の要因を記載</p> <p>(3) 電気火災事故の場合 電気火災事故</p> <p>(4) 主要電気工作物の破損事故の場合 ○○発（変）電所（主要電気工作物名）損壊事故 ○○送電線断線（あるいは支持物倒壊等）事故</p> <p>(5) 発電支障事故の場合 ○○発電所発電支障事故</p> <p>(6) 他社に供給支障事故を波及させた場合 ○○電力会社○○変電所（あるいは○○送、配電線系）F○○ 波及事故</p> <p>(7) ダムに貯留された流水が当該ダムの洪水吐から異常に放流された場合 この内容を示す件名を簡明に記載する。</p> <p>(8) 電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故の場合 この内容を示す件名を簡明に記載する。</p> <p>(9) 以上に掲げる事故が重複して発生した場合 主要電気工作物の損壊事故と供給支障事故が併発した場合には主要電気工作物の損壊事故の件名を記載する等、その事故を代表する件名を記載する。</p> |
| 2. 報告事業者 1) 事業者名： 2) 住所： | 自家用電気工作物を設置する者で、個人業にあってはその氏名及び住所、法人にあってはその名称及び住所を記入する |
| 3. 発生日時： | 事故の発生した年月日時分及び、事故発生場所の天候（晴、曇、雨、雪、霧、風等）を記載する。 |
| 4. 事故発生の電気工作物 | <p>1) 事故が発生した事業場名及び事業場の住所を記載する。</p> <p>2) 事故が発生した電気工作物を次の例示の要領により、具体的に記載する。 ○○発電所○号機 ○○変電所パンク計器用変成器 ○○送電線○○号鉄塔○号線○相懸垂碍子</p> <p>3) 事故発生の電気工作物が、発電所、変電所、開閉所又は特別高圧電線路の場合にはその名称、その他の場合は都道府県市町村及び字の名称並びに番地を記載すること。なお、 (A) 主要電気工作物以外の電気工作物の事故であって、供給支障事故を伴う場合は、電気工作物の事故の発生した場所を記載する。 (B) 他社事故波及の場合は、○○社事故波及と記載する。</p> <p>4) 事故発生の電気工作物の使用電圧を記載する。</p> <p>5) 故障、損傷、破壊（絶縁破壊を含む。）等の被害を受けた電気工作物の種類、定格電圧、定格容量、製作年月、製作会社名等を記載する。</p> <p>6) 当該事業場の受電契約最大電力及び受電電圧を記載する。</p> <p>7) 自家発電設備がある場合、自家発電設備の認可最大出力及び発電機電圧を記載する。</p> |
| 5. 状況 | <p>次の各項のうち事故に関係あるものについて要領よく記載する。</p> <p>1) 事故発生前の状況（気象、発電状況、負荷状況、電力潮流、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他）</p> <p>2) 事故発生の経緯（事故の発生、拡大の電気的及び時間的経緯、保護装置の表示、動作状況、保安通信、給電連絡等の状況、その他）</p> <p>3) 電気工作物の被害の程度、被害の種類と数量を記載する。 (種類)：破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等 (数量)：台数、基数、条数、個数、式、組等 例えは○mm²○電線○条断線、鉄塔○基倒壊、変圧器1次コイル○個焼損、77kV OCB白相ブッシング破損というように表現する。</p> |

| 報告書欄 | 記載要領 |
|---|---|
| | <p>4) 事故の発生、拡大の経緯に關係する電気工作物及び被害電気工作物に設置された主な保護装置の種類(型、定格、製作年月、製作会社名等)及びそれらの動作の適否(リレーの整定値の適否等を含む。)を記載する。否の場合は、原因も記載する。</p> <p>5) 応急措置</p> <p>6) 復旧操作、事故後の処置並びに事故発生経緯及び原因について検討内容及びその結果を記載する。</p> <p>なお、感電死傷事故の場合には、作業の状況として作業指示状況、作業種別、作業時の服装、活線作業方法等及び感電部分(流入部及び流出部)についても記載する。また、作業者(自社職員と自社の工事請負者の命をうけて、電気関係の作業に従事している者との別を()で記載する。)と公衆(作業者以外の者をいう。)との別を記載する。</p> <p>作業者の場合は年齢と経験年数を記載する。</p> |
| 6. 原因 | <p>1) 1行目については、別表「原因分類表」1～3に基づき、原因区分を記載する。 《例》 (波及事故の場合)【故意・過失－作業者の過失】 (感電事故の場合)【感電(公衆)－被害者の過失】</p> <p>2) 2行目以降で、原因の詳細について記載する※。</p> <p style="color:red;">※記載内容が多岐にわたる場合は別紙に記載可</p> |
| 7. 被害状況 1) 死傷 2) 火災 3) 供給支障 4) その他 | <p>1) 死傷者の死傷原因、負傷の程度を記載する</p> <p>2) 火災の程度(半焼、全焼、類焼の有無)を記載する</p> <p>3) 供給支障電力、供給支障時間を記載する。</p> <p>4) 電気工作物の故障、損傷又は破壊により他に及ぼした障害の概要を記載する。 《例》 (A) 水路工作物の結果による田畠の冠水、流水、電気事故による山火事等 (B) 自社の電気工作物の事故で他社の施設に電気的に影響を及ぼし、電気工作物の損壊、又は供給支障事故を波及させたもの。</p> |
| 8. 復旧日時 | 仮復旧と本復旧別に記載し、仮復旧については、本復旧見込日時を併記する。 |
| 9. 防止対策 | 事故について検討した結果、同種の事故の再発及び拡大を防止するために実施した(又は実施予定)対策を具体的に記載する※。 |
| 10. 主任技術者の氏名及び所属 | <p>1) 事故発生電気工作物に係る主任技術者の選任区分に応じた氏名及び所属部課、役職を記載する。外部委託の場合は外部委託先名(管理技術者名、法人にあっては法人名及び従事者名)を記載する。</p> <p>2) 事故発生電気工作物に係る主任技術者の資格の種別及び選任区分(選任(電気事業法施行規則(第52条第1項)、外部委託(同第52条第2項又は第3項)、兼任(同第52条第4項)又は許可(電気事業法第43条第2項)の区分)を記載し、外部委託の場合は委託先(管理費技術者にあってはその氏名、電気保安法人にあっては法人名と従事者名)を記載する。</p> |
| 11. 電気工作物の設置者の確認 | 設置者の確認の有無を記載する。 |
| (注)「状況」「原因」「事故発生の電気工作物」「その他(上記以外の他に及ぼした障害)」「防止対策」等を説明するため、必要に応じ写真・図面・計算書等を、感電死傷事故の場合には医師の診断書等を添付する。 | |

<別紙5>

中部近畿産業保安監督部電力安全課の管轄区域の詳細

| | |
|-----|---|
| 愛知県 | 全域 |
| 長野県 | 全域 |
| 岐阜県 | <p>以下を除く地域。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不破郡関ヶ原町※¹（昭和 29 年 8 月 31 日における旧今須村の区域に限る。） ・飛騨市※²（平成 16 年 1 月 31 日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和 31 年 9 月 29 日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。） ・郡上市※²（平成 16 年 2 月 29 日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。） |
| 三重県 | <p>以下を除く地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊野市※¹（昭和 29 年 11 月 2 日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域以外の区域に限る。） ・南牟婁郡※¹ |
| 静岡県 | <p>以下を除く地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱海市※³ ・沼津市※³ ・三島市※³ ・富士宮市※³（昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。） ・伊東市※³ ・富士市※³（平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。） ・御殿場市※³ ・裾野市※³ ・下田市※³ ・伊豆市※³ ・伊豆の国市※³ ・田方郡※³ ・賀茂郡※³ ・駿東郡※³ |

※ 1 中部近畿産業保安監督部近畿支部の管轄

※ 2 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署の管轄

※ 3 関東東北産業保安監督部の管轄